

**改正**

令和5年3月3日告示第47号

中野市特殊詐欺被害防止対策機器設置助成金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、特殊詐欺による被害の防止を図るため、防止対策機器の購入及び設置に要した経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 対面することなく人を欺き、指定する金融機関の口座に現金を振り込ませること等の方法により、不特定多数の者から現金その他の財産をだまし取る犯罪及び電話を用いて違法又は不当に財物を交付させる犯罪をいう。
- (2) 防止対策機器 特殊詐欺の被害を未然に防止するための機能を有する固定式電話機又は電話機に接続して用いる機器であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 被害を引き起こす可能性のある電話の着信に係る対策が施された電話機であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもの
  - イ 電話機に接続して用いる機器であって、通話の内容を自動的に録音する機能を有するもの
  - ウ 電話機に接続して用いる機器であって、被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有するもの

(成果の指標)

**第3条** 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、特殊詐欺の被害件数の減少とする。

(助成対象事業)

**第4条** 助成金の交付の対象となる事業は、市内一般家庭で使用する防止対策機器の購入及び設置とする。

(助成対象者)

**第5条** 助成金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、65歳以上の者がいる世帯に属するも

のとする。

(助成対象経費及び助成金額)

**第6条** 助成金の交付の対象となる経費は、防止対策機器の購入及び設置に要した経費とする。

2 助成金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内とし、5,000円を限度とする。ただし、助成金の交付は、1世帯につき1回に限る。

(助成金交付の申請)

**第7条** 規則第3条の申請書は、中野市特殊詐欺被害防止対策機器設置助成金交付申請書兼請求書(別記様式)によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 防止対策機器の購入及び設置を証する書類

(2) 防止対策機器の仕様が分かる書類

2 前項の申請書兼請求書は、防止対策機器の購入をした日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

**第8条** 規則第10条の実績報告書は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則 (令和5年3月3日告示第47号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市特殊詐欺被害防止対策機器設置助成金交付要綱の規定に基づき提出された請求書は、この要綱による改正後の中野市特殊詐欺被害防止対策機器設置助成金交付要綱の規定により提出された請求書とみなす。

別記様式（第7条関係）

中野市特殊詐欺被害防止対策機器設置助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )

下記のとおり防止対策機器を設置したので、中野市特殊詐欺被害防止対策機器設置助成金交付要綱の規定に基づき、助成金の交付を申請及び請求します。

記

事業の名称	
事業の目的及び目標数値	
購入先及び設置場所	
購入金額及び購入年月日	
助成金申請額	
申請額の算出基礎	

添付書類

- 1 防止対策機器の購入及び設置を証する書類
- 2 防止対策機器の仕様が分かる書類

審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。 氏名
---------------------------------------

振込先

金融機関名		店 舗 名	
口 座 種 別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			